

# 平成31年度 保育料(利用者負担額)表

## 1号認定(教育標準時間認定)子どもの保育料表 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)

階層	階層区分	保育料(月額)
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円 (0円)
3	市民税所得割課税額 77,101円未満	10,100円 (3,000円)
4	市民税所得割課税額 169,000円未満	18,200円
5	市民税所得割課税額 211,200円以下	19,400円
6	市民税所得割課税額 211,201円以上	24,600円

注1)3歳から小学校3年までの間に通園・通学しているきょうだいがいる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、2・3階層に該当する世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

注2)ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等で、2・3階層に該当する場合は、( )内の金額となり、2人目以降は無料となります。

注3)2階層に該当する世帯の2人目以降は無料になります。

## 2号・3号認定(保育認定)子どもの保育料表 保育所、認定こども園(保育所部分)

階層	階層区分	保育料(月額)			
		3歳以上(2号認定)		3歳未満(3号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
C	市民税所得割課税額 48,600円未満	15,000円 (6,000円)	14,800円 (6,000円)	18,000円 (8,500円)	17,800円 (8,400円)
D0	市民税所得割課税額 57,700円未満	19,000円 (6,000円)	18,800円 (6,000円)	22,000円 (9,000円)	21,800円 (9,000円)
D1	市民税所得割課税額 77,101円未満	19,000円 (6,000円)	18,800円 (6,000円)	22,000円 (9,000円)	21,800円 (9,000円)
D2	市民税所得割課税額 97,000円未満	22,000円	21,800円	25,000円	24,600円
D3	市民税所得割課税額 169,000円未満	28,000円	27,600円	35,000円	34,600円
D4	市民税所得割課税額 301,000円未満	30,000円	29,600円	40,000円	39,400円
D5	市民税所得割課税額 397,000円未満	30,000円	29,600円	40,000円	39,400円
D6	市民税所得割課税額 397,000円以上	31,000円	30,600円	50,000円	49,200円

注1)0歳から小学校就学前までの間に通園しているきょうだいがいる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、B～D0階層に該当する世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

注2)ひとり親世帯、在宅の障害児(者)がいる世帯等で、B～D1階層に該当する場合は、( )内の金額となり、2人目以降は無料となります。また、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

注3)お子さんが3歳(2号認定)となった場合でも、年度末までは3歳未満(3号認定)の保育料となります。

注4)B階層に該当する世帯の2人目以降は無料になります。

## 平成31年度の保育料について

### 幼児教育・保育の無償化について【平成31年10月～】

平成31年10月から国による幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳児のすべての世帯と0～2歳児の市民税非課税世帯が保育料無償化の対象となります。

なお、保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、給食費、行事費など）は、無償化の対象外となります。

### すこやか子育て支援事業の拡充について【平成31年10月～】

平成31年10月から国の幼児教育・保育の無償化に合わせて、これまでの「所得制限（市民税所得割課税額 169,000円未満の世帯）」及び「年齢制限（小学生以下の児童）」を撤廃し、第2子以降の児童に係る保育料の完全無償化を実施します。

※ 保育園等に入所する児童の兄弟であっても、既に就労等により保護者が養育していない場合は、兄弟として数えません。

### 保育料算定上の市民税額について

保育料算定には、市民税額を用います。児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母（単身赴任等で別居中の父母も含む）の市民税額の合計を算定の基礎とします。

なお、父母がともに市が定める基準以下の収入の場合は、同居している家族で家計の主宰者（祖父または祖母）の市民税額も算定対象とします。

※ 保育料の算定の際は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除等の税額控除前の金額で算定を行います。

### 保育料の算定について

4月～8月分は平成30年度、9月～3月分は平成31年度の市民税額をもとに保育料を決定しますので、金額が変更となる場合があります。

### みなし寡婦（寡夫）制度について

婚姻歴のないひとり親世帯には、税法の定める「寡婦（夫）控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、子育てや福祉などのサービスの利用料等の算定等において、負担額に格差が生じる場合があります。

こうした状況を解消するため、婚姻歴のないひとり親世帯に対しても、対象者本人の申請により、税法上の寡婦（夫）控除を「みなし適用」して、保育料の算定を行います。

#### 【問い合わせ先】

島原市福祉保健部こども課  
島原市上の町 537 番地  
電話 0957-62-8003